

## 板橋区国際交流連絡会設置要綱

(昭和63年11月1日制定)  
(一部改正平成5年3月26日)  
(一部改正平成15年4月1日)  
(一部改正平成17年1月17日)  
(一部改正平成19年4月1日)  
(一部改正平成20年4月1日)  
(一部改正平成24年1月17日)

(設置)

第1条 板橋区(以下「区」という。)は、急激に進展する国際化に的確に対応し、区民レベルでの国際親善、国際理解を推進するための各種国際交流事業を展開するにあたり、これを有意義かつ実効性あるものにするため、板橋区国際交流連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、次の事項について検討する。

- (1) 姉妹都市提携に係る事項
- (2) その他国際交流推進事業に係る事項

(構成員)

第3条 連絡会は、次の者をもって構成する。

- (1) 区議会議長、副議長及び各派代表
- (2) 区長、副区長、教育長及び関係部長

(会長及び会長代理)

第4条 連絡会に会長及び会長代理を置く。

- 2 会長は、区長とし、会長代理は、区議会議長とする。
- 3 会長は、連絡会の会務を行う。
- 4 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事)

第5条 連絡会に幹事を置く。

- 2 幹事は、区の課長職にある者並びに国際交流に係る関連団体の役員及び当該団体の事務に従事する者のうちから、会長が指名する。
- 3 幹事は、連絡会の運営を補佐する。

(庶務)

第6条 連絡会の事務は、区民文化部文化・国際交流課において処理する。

(会議の公開)

第7条 連絡会の会議は、「東京都板橋区区民参加推進規程(平成15年板橋区訓令第31号)」第7条に基づき公開とする。

- 2 公開について必要な事項は、別に定める。

- 付 則 この要綱は、昭和63年11月1日から施行する。
- 付 則 この要綱の一部改正は、平成5年4月1日から適用する。
- 付 則 この要綱の一部改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 付 則 この要綱の一部改正は、平成17年1月17日から施行する。
- 付 則 この要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成24年1月17日から施行する。